

第2節 政策推進

1 <令和2年度まで>堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」

(政策企画部 政策推進担当)

(1) 策定の目的

本計画は、市民と行政がともに、新しい時代に向けて、新しい考え方にもとづき、新しい堺を創造していくための長期的な指針として策定したものです。

(2) 位置づけ

本市は、これまで、昭和45年(1970年)に「堺市総合基本計画」を策定して以来、平成3年(1991年)に策定した「第三次堺市総合計画」に至るまで三次にわたるまちづくりの長期的な指針を策定し、総合的、計画的な視点に立ってまちづくりをすすめてきました。

本計画は、長期的な指針として、まちづくりの最も基本的な指針を示すもので、基本構想と基本計画の要素を併せもった計画です。

【基本構想】

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な理念を示すもの

【基本計画】

基本構想を実現するための政策の基本的な方向性を体系的に示すもの

【実施計画】

基本計画で示された政策の方向性に基づき、本市の当面の行財政能力のなかで具体的に取組む施策・事業を示すもの

(3) 基本構想(平成12年3月29日 市議会議決)

①まちづくりの基本視点と基本理念

○まちづくりの基本視点

- ・「ひと」をまちづくりの中心とします
- ・生活の質を高めます
- ・将来に向かって発展する基盤をつくります
- ・ともにまちをつくります

○まちづくりの基本理念

輝くひと やすらぐらし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺

堺市のまちづくりの主役は、このまちに住み、働き、学び、憩うすべての人々です。

自由と自治の伝統を受け継ぐわたくしたちは、創意と努力、情熱を結集して、愛すべき「わがまち堺」をともに築いていかなければなりません。

このまちに暮らし、つどうわたくしたちは、魅力あるまちを舞台に、未来への夢と希望をもって、一人ひとりが自分らしい生活文化を創造できる都市をめざします。また、堺市の輝かしい歴史や豊かな文化、自然などの資産や特性を活かし、高めながら、個性あるまちづくりをすすめることによって、人々がつどい交流し、都市活力をはぐくむ多彩な活動が展開される、創造性に満ちた都市をめざします。

このような考え方に立って、市民の参加や協働のもとに、すべての人々がともに生き、豊かな生活文化を創造する活力に満ちた、地域それぞれの特色ある生活圏を形成します。また、人々が交流し、新しい文化や情報、産業をはぐくむ場としての求心力をもった、風格のある都心と躍動感に満ちた新都心を形成します。そして、大阪湾岸地域を基軸に圏域内外との交流と連携をすすめて、堺市が大阪都市圏の拠点都市として発展することをめざします。

こうしたまちづくりをすすめることによって、分権を基調とする自治のもとに、自主性と自律性、個性と多様性をもつ自立した都市を築き、新時代の自由都市・堺として発展することを展望します。

ここに、わたくしたちは、先人たちが築いてきた都市をいしずえとして、堺の未来をひらいていくためのまちづくりの基本理念を「輝くひと やすらぐらし にぎわうまち ともにつくる自由都市・堺」と定めます。

②まちづくりの目標と基本方向

【目標】ひとが輝く市民主体のまちづくり

～自由と自治がいきづく人間尊重都市を築くために～

【基本方向】

- ・人権尊重と世界平和への貢献
- ・子どもたちがいきいきと成長する環境づくり
- ・生きがいのある心豊かな生活づくり
- ・ともにすすめるまちづくり

【目標】健やかにくらすやすらぎのまちづくり

～健康都市・堺の実現のために～

【基本方向】

- ・ふれあいと支えあいの地域社会づくり
- ・いきいきとした生涯健康づくり
- ・子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり
- ・やすらぎを感じる快適な居住環境づくり
- ・安全で安心できる地域社会づくり
- ・環境共生・循環型の地域社会づくり

【目標】 個性がいきづくつどいのまちづくり

～新時代の交流都市を築くために～

【基本方向】

- ・個性豊かな都市空間の創出
- ・にぎわいと活力を生み出す市街地の整備
- ・都市の活力を生む多彩な交流の創出

【目標】 次代をひらく産業躍動のまちづくり

～進取の気風に満ちたまちをつくるために～

【基本方向】

- ・地域経済を支える産業の振興
- ・市民生活を支援する産業の振興
- ・いきいきとした勤労者生活の実現

2 <令和2年度まで>堺市マスタープラン（平成23年3月策定）

（政策企画部 政策推進担当）

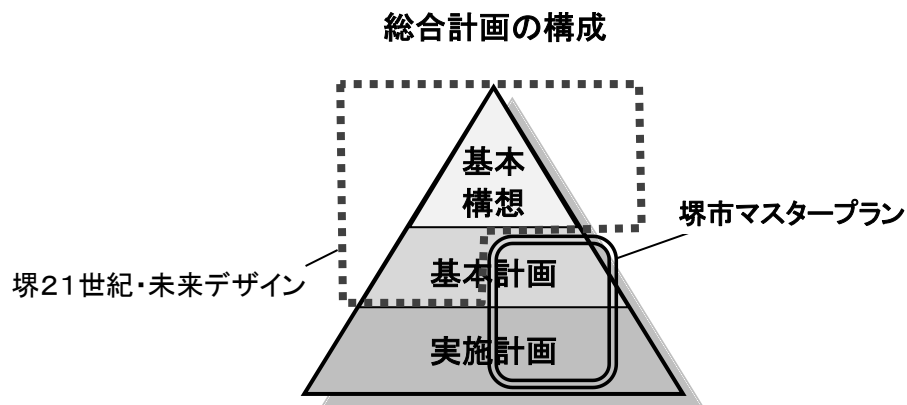
(1) 策定の目的

市民・子ども・産業・まちが元気で、堺が将来にわたり発展を続けるためには、時代の変化を的確に捉えて、市政のあり方を変革していく必要があります。

そのため本市では、本プランを今後の変革に向けた都市経営の基本戦略と位置付け、市民の元気、ひいては幸せを実現するため、また、その礎となるまちを発展させていくために、取り組むべき政策の方向性を示します。

(2) プランの位置づけ

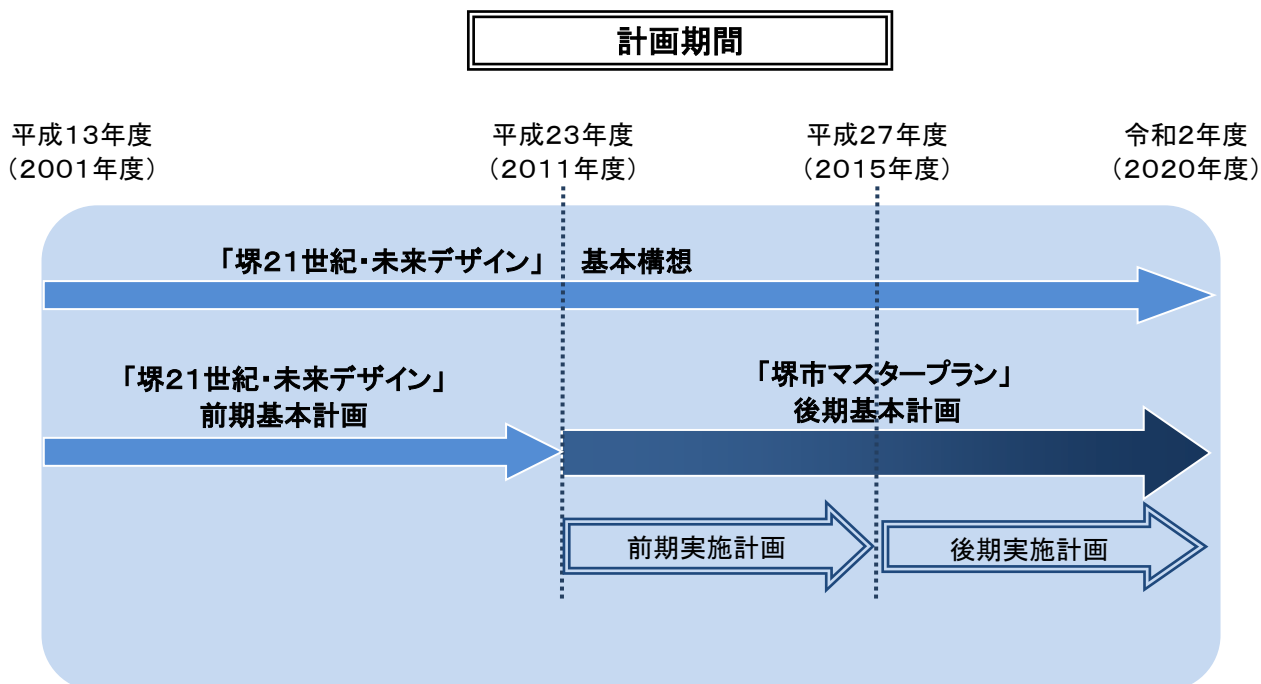
本プランは、堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」（平成13年2月策定）の基本構想（計画期間：平成13～令和2年度）のもと、今後のまちづくりの基本的な方向性と取組を示すもので、従来の基本計画と実施計画の要素を併せもった計画です。



(3) 計画期間

本プランでは、市政を取り巻く中長期的な動向を見据えたうえで、平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの10年間のまちづくりの方向性を示します。

また、個別の事業等に関しては、平成23年度（2011年度）から5年間を計画期間とする前期実施計画および平成28年度（2015年度）から5年間を計画期間とする後期実施計画を策定しています。



(4) 市民とともに進める市政運営の基本理念

1. 市民に、より身近な市政を実現します
2. 市民とともに「協働のまち・堺」を实践します
3. 将来にわたって持続可能な都市経営を实践します
4. 市政全般を人権尊重の視点を持って進めます
5. 広域的な役割を果たし、南大阪・関西の発展に貢献します

3 <令和3年度以降>（仮称）堺市基本計画2025（令和3年3月策定予定）

（政策企画部 政策推進担当）

これまでには地方自治法に基づき、いわゆる三層構造の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）を策定していましたが、平成23年8月の法改正により基本構想の策定義務が廃止となりました。

堺21世紀未来デザイン、堺市マスタープランが令和2年度で計画期間が終了するにあたり、従来のような長期的な総合計画（基本構想）は策定せず、10年先を見据えた5年間の基本計画「（仮称）堺市基本計画2025」を現在作成しているところです。

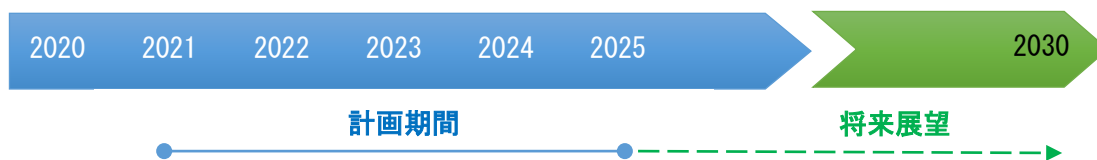
※以下の掲載内容については、令和2年12月1日時点

(1) 計画の目的・位置づけ

人口減少、超高齢社会の到来、デジタルテクノロジーの進展、新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会経済情勢の変化を的確に捉え、持続可能な都市経営を推進することを目的に、今後5年間における、市が取り組むべき方向性を示す市の基本計画。

(2) 計画期間

本計画は、10年後の2030年を見据えたうえで、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間の計画期間とします。



(3) 都市像

未来を創るイノベティブ都市
～変化を恐れず、挑戦・創造しつづける堺～

今後、人口減少により厳しい都市経営が予想される中、本市がこれからの将来において持続的に発展し、暮らしやすい都市であるためには、未来に向かってイノベーションを生み続けなければなりません。

時代の変化を的確に捉え、柔軟に対応しながら、変化を恐れずに果敢に挑戦・創造し続ける本市の都市像として「未来を創るイノベティブ都市」を掲げます。

(4) 基本姿勢

「都市像」のもとにイノベティブに重点戦略の施策を推進するうえで必要となる4つの基本姿勢を掲げます。

- 1 持続可能性 Sustainable
- 2 多様性 Diversity
- 3 とともに創造 Co-creative
- 4 Society5.0 Smart

(5) 5つの重点戦略

都市像と基本姿勢をもとに、今後5年間で重点的に取り組む次の5つの分野を重点戦略として設定し、計画を着実に推進します。

- 1 堺の特色ある歴史文化 Legacy
- 2 人生100年時代の健康・福祉 Well-being
- 3 将来に希望が持てる子育て・教育 Children's future
- 4 人や企業を惹きつける都市魅力 Attractive
- 5 強くしなやかな都市基盤 Resilient

(6) 計画の推進

本計画を進めるうえで、基本的な視点や手法を示します。

- 1 平和と人権尊重
- 2 財務戦略
- 3 戦略的広報
- 4 近接性の原則

4 統計（政策企画部 調査統計担当）

(1) 人口

- 推計人口（02.1.1） 827,709人
 - 世帯数 359,979世帯
- 右図は直近10年の人口・世帯数の推移
※国勢調査実施年のみ10月1日現在（※付）、
それ以外は1月1日現在



平成31年・令和元年中の人口増加数 -2,986人
 自然増加数 -2,778人 [出生 6,038人 死亡 8,816人]
 社会増加数 -208人 [転入 36,779人 転出 36,987人]

- 国勢調査人口 平成27年国勢調査人口 839,310人（各年.10.1 国勢調査）

昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
750,688人	810,106人	818,271人	807,765人
平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
802,993人	792,018人	830,966人	841,966人

- 年齢別人口（年齢「不詳」を除いて算出）（27.10.1 国勢調査）

年齢3区分人口	人口	構成比 (%)		
		堺市	大阪府	全国
15歳未満人口	112,964	13.6	12.5	12.6
15～64歳人口	495,966	59.5	61.3	60.7
65歳以上人口	224,064	26.9	26.1	26.6

- 就業人口（総数 365,836人・分類不能の産業25,972人を含む）（27.10.1 国勢調査）

産業3部門	人口	構成比 (%)		
		堺市	大阪府	全国
第1次産業	1,738	0.5	0.6	4.0
第2次産業	82,811	24.4	24.3	25.0
第3次産業	255,315	75.1	75.1	71.0

- 昼夜間人口比率（27.10.1 国勢調査）

93.6 [常住人口 839,310人 昼間人口 785,324人]

(2) 基幹統計調査

統計法に定める基幹統計調査を実施

(令和2年4月1日現在)

調査名称	調査概要	所管	周期	調査対象	調査方法
国勢調査	国内の人口・世帯の実態を把握する	総務省	5年	世帯	全数
経済センサス基礎調査	全産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を把握する		5年	事業所	全数
経済センサス活動調査	全産業分野の売上金額等の経理項目を同一時点で把握する	総務省・経済産業省	5年	事業所	全数
住宅・土地統計調査	住戸に関する実態、現住居以外の住宅、土地の保有状況等を調査する	総務省	5年	世帯	抽出

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

調査名称	調査概要	所 管	周期	調 査 対 象	調査方法
就業構造基本調査	国民の就業(不就業)の状態を調査する	総 務 省	5 年	世帯	抽出
全国家計構造調査※1	世帯の収支、貯蓄等の家計の実態を総合的に調査する		5 年	世帯	抽出
工業統計調査	我が国の工業の実態を明らかにする	総務省・ 経済産業省	※2 毎年	製造業事業所	※3 全数
農林業センサス	我が国の生産構造、就業構造、農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにする	農林水産省	5 年	農林家等	全数
漁業センサス	我が国漁業の生産構造、就業構造等、漁業をとりまく実態を明らかにする		5 年	漁業経営体及び 漁業従事者	全数

※1 令和元年より全国家計構造調査へ名称変更(旧全国消費実態調査)。

※2 経済センサスー活動調査が実施される年は、実施されない。

※3 従業者数3人以下の事業所は調査対象外である。

5 都市再生（政策企画部 先進事業担当）

平成14年8月、堺市における都市の再生を総合的に推進するため、市長を本部長とする「堺市都市再生推進本部」を設置し、都市再生事業、各特別区域制度及び地域再生に取り組んでいる。

(1) 都市再生事業

国において、平成13年5月に「都市再生本部」が設置され、平成14年6月の「都市再生特別措置法」の施行に伴い法律に基づく組織へ移行しています。これまで13次にわたり、23の都市再生プロジェクトを決定し、堺市関連では3プロジェクト（4事業）が選定されている。

また、「都市再生特別措置法」に基づく「都市再生緊急整備地域」として、堺市では3地域が指定されており、都市基盤施設の整備や民間都市開発事業の推進など都市の再生に向けた取り組みを進めている。

堺市関連の3プロジェクト（4事業）

【大都市圏における環状道路体系の整備】（第3次決定：平成13年8月）

- ・大和川線及び淀川左岸線と一体的に整備するスーパー堤防等の関連事業の推進

【密集市街地の緊急整備（第3次決定：平成13年12月）】

- ・密集市街地の緊急整備

【大都市圏における都市環境インフラの再生（第3次決定：平成13年12月）】

- ・堺第7－3区「共生の森」 約100ha
- ・堺第2区 暫定緑化 約90ha

堺市の都市再生緊急整備地域に指定されている地域

- ・「堺東駅西地域」（約27ha）

(2) 各特別区域制度

国家戦略特別区域法に基づき「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的とする「国家戦略特別区域制度」、総合特別区域法に基づき産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図る「総合特別区域制度」及び構造改革特別区域法に基づき規制改革を通じて地域経済の活性化をめざす「構造改革特別区域制度」などの諸制度を積極的に活用し規制緩和の実現に取り組む。

国家戦略特区

- 関西圏として、大阪府、兵庫県、京都府のそれぞれ全域において国家戦略特別区域及び区域方針が決定した。（平成26年5月1日）また、当該国家戦略特別区域の区域計画が認定された。（平成26年9月30日（第1回）～平成30年6月14日（第16回））
- 堺市では平成30年12月17日に、原則として0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳児から5歳児までの一貫した保育や、3歳児から5歳児のみの保育等を行う国家戦略特別区域小規模保育事業の認定を受けた。

総合特区

○関西国際イノベーション国際戦略総合特区

平成25年2月、堺市内の民間企業と大学が追加区域として指定を受けた。

堺市が既に認定を受けた構造改革特区

○さかい バリュアブル・スタッフ特区

短期臨時職員は地方公務員法によって最大1年の任期が定められているが、一定の要件を満たす場合は、採用した日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。

【認定を受けたが全国展開により取り消された構造改革特区】

○さかい ICTひとづくり特区（平成20年10月全国展開）

○さつき野小中一貫キャリア教育特区（平成20年7月全国展開）

○さかい新時代ものづくり特区（平成18年7月全国展開）

○大阪をたがやそう特区（平成17年11月全国展開）

(3) 地域再生計画

地域再生法に基づき個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、経済の健全な発展及び生活の向上に寄与する「地域再生計画」を作成し、地域経済の活性化、地域雇用の拡大や行財政改革の推進などを支援する。

堺市の認定された地域再生計画（地域再生支援利子補給金関連）

○「匠の技が生きるまち堺」をめざして

市内企業の育成を図るとともに、成長産業分野を中心に新たな事業領域への進出、技術開発等による競争力強化を支援する企業誘致・投資促進を進めることにより、地域産業の振興及び雇用創出を図っていく。